

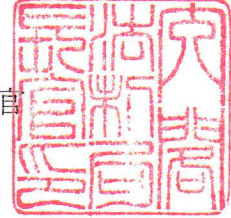


内閣法制局二第19号  
令和2年3月27日

## 行政文書不開示決定通知書

上脇 博之 様

内閣法制局長官



令和2年2月26日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示決定した行政文書の名称

以下の請求する行政文書の名称等のうち、(1)②及び(2)の行政文書

「安倍晋三内閣は、今年1月31日の閣議において、黒川弘務東京高検検事長の勤務を半年延長し8月7日までと決定したが、法務省が国家公務員法の定年延長制を検察官に適用することに関し、

- (1) 閣議決定前に、①内閣法制局が法務省から相談を受けた内容を記録した文書（電子メールを含む。以下同じ。）、内閣法制局が法務省に回答した内容を記録した文書、②安倍総理（秘書官ら総理側近を含む）または内閣官房からの何らかの指示または相談の内容を記録した文書、内閣法制局が回答した内容を記録した文書
- (2) 閣議決定後に、①内閣法制局が法務省から相談を受けた内容を記録した文書（電子メールを含む。以下同じ。）、内閣法制局が法務省に回答した内容を記録した文書、②安倍総理（秘書官ら総理側近を含む）または内閣官房からの何らかの指示または相談の内容を記録した文書、内閣法制局が回答した内容を記録した文書

#### 2 不開示とした理由

請求に係る行政文書を保有していないため。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣法制局長官に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

なお、裁判所については、「被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所」及び「原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」が管轄となります。